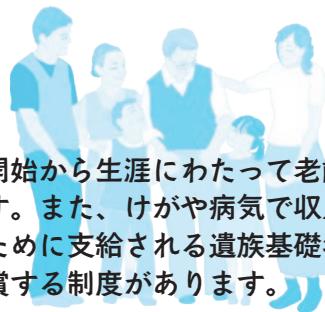


～3つの基礎年金があります～

# 国民年金特集 2014



どうして国民年金が必要？

国民年金は、国が運営する公的年金です。国民年金は終身年金なので、受給開始から生涯にわたって老齢基礎年金を受け取ることができ、老後の安定した収入を確保することができます。また、けがや病気で収入が途絶えてしまったときのための障害基礎年金、万が一のとき残された家族のために支給される遺族基礎年金など、国民年金には、老後のためだけではなく、さまざまな生活の場面を補償する制度があります。

保険料を納付することは、年金を受け取る権利を得るために大切なことです。

## ① 平成26年度老齢基礎年金の年金額(満額) 772,800円(月額64,400円)

※免除期間がある場合、その月数と免除になった保険料の割合に応じて減額になります。

【減額になる割合】

全額免除: 4/8 (2/6) 4分の3免除: 5/8 (3/6)

半額免除: 6/8 (4/6) 4分の1免除: 7/8 (5/6)

( )内の数字は平成21年3月以前に免除期間がある場合

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間(厚生年金や共済組合の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算した期間が、原則として25年以上必要です。(平成27年10月からは10年に短縮されることが予定されています)

## ① 老齢基礎年金

# 3つの基礎年金

老齢基礎年金の年金額

20歳から60歳になるまで(加入可能年数40年)の保険料を全て納めると、満額の老齢基礎年金が受け取れます。  
※60歳から65歳になるまでに任意加入(第2号被保険者を除く)をして、満額の年金に近づけることができます。

## 老齢基礎年金の受給開始年齢

### ◆ 繰り上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。ただし、請求した時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

## ② 障害基礎年金

障害基礎年金は、次の条件の全てに該当する方に支給されます。

○初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと。

障害がいの程度を定める日のことと、その障がいの原因となつた傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はそ

障がいの程度が、20歳に達したとき、または障がい認定日において、国民年金の障がい等級1級または2級のいずれかの状態になつていること。

### 条件その3(保険料納付)

次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

○初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。

### 障がい認定日とは?

初診日とは?

傷病(障がいの原因となる病気やけが)について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。  
※同一傷病で転医があつた場合は、一番最初に診療を受けた日が初診日となります。

条件その1(初診日)

20歳前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失つた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障がいの原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ受給の方は除きます。

## ② 平成26年度障害基礎年金の年金額

1級障害 966,000円+子の加算額  
2級障害 772,800円+子の加算額

子2人まで	(子1人につき) 222,400円
子3人目から	(子1人につき) 74,100円

※18歳到達年度末日までの間にある子(または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満)がある場合、加算されます。

### ③ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（平成26年4月から

「子のある夫」も支給対象者となります）

### ③ 平成26年度遺族基礎年金の年金額

子のある夫または妻に支給されるとき  
772,800円+子の加算額

子に支給されるとき  
772,800円+2人目以降の子の加算額  
(子の数で割った額が1人当たりの額)

子2人まで	(子1人につき) 222,400円
子3人目から	(子1人につき) 74,100円

\* 18歳到達年度の末日までの間にある子（または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満）がある場合、加算されます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。  
② 国民年金の被保険者であつた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。

遺族基礎年金支給の要件

③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。  
④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

### 保険料の納付要件

前記①または②の場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること、もしくは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、直近1年間に、保険料の未納期間がないことが必要です。

### 対象となる「子」とは？

死亡時、18歳になった年度の年度末までの間にある子（または、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子）で、かつ婚姻をしている子が対象です。死亡時、胎児であった子も出生以後に対象となります。

### 生計維持とは？

「死亡した方によって生計を維持されていた方」とは、死亡当時、死亡した方と生計

を同一にしていた方で、年収850万円の収入を将来にわたり得られない方です。

### 【各年金額について】

\* 青枠内の①～③の年金額は、平成25年10月から平成26年3月の年金額の0・7%の減額を見込んだ額です。

\* 平成27年4月以降（6月支払分以降）の年金額は、平成26年度の年金額から0・5%

%引き下がることが予定されています。

### 第1号被保険者の 独自給付

自営業の方やその配偶者の方、20歳以上の学生やアルバイトの方、任意加入被保険者などの『第1号被保険者』へは、独自給付として「寡婦年金」、「死亡一時金」および「付加年金」があります。

### 寡婦年金とは？

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある

夫が死亡したときに、夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している

夫に対する年金に加入されてい

る方は納付が必要です。

\* 国民年金基金に加入され

いる方は納付ができま

妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

金額は、夫の第1号被保険者期間について老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3になります。

\* 夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は請求できません。

### 死亡一時金とは？

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が死亡したときに遺族に支給されます。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合はどちらか一方が支給されます。

### 付加年金とは？

定額の保険料に月額400円の保険料（付加保険料）を上乗せして納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。

## 国民年金保険料

国民年金の保険料は、支払方法によってお得な割引料金が設定されています。

口座振替は、口座をお持ちの金融機関・ゆうちょ銀行または年金事務所や市役所年金窓口でお申し込みください。

\* 経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、『保険料免除制度』があります。

### 国民年金の保険料（平成26年度）

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(前納) 【割引額】		90,760円 740円お得	179,750円 3,250円お得	
口座振替(前納) 【割引額】	15,200円 50円お得	90,460円 1,040円お得	179,160円 3,840円お得	355,280円 14,800円お得
現金支払(月々)	15,250円	91,500円	183,000円	370,080円